

● 東京都公示

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）
第十七条の二第一項の規定により、次に掲げる地方税法
（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき知事
に対して行うべき申告（その期限が令和二年二月二十七日
から同年四月十五日までの間に到来するものに限る。）に
ついては、その期限を同月十六日とする。

令和二年三月十三日

東京都知事 小池百合子

地方税法第七十二条の五十五第一項及び第二項の規定
（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）